

【資料17】

令和6年度 全国家畜衛生主任者会議 資料一覧

1. 家畜共済の概要について
 - (1) 家畜共済の加入率（令和4年度）
2. 死廃事故の発生状況について
3. 子牛の死廃事故の低減に向けた取組について
 - (1) 家畜共済事故病類別表の改正について
 - (2) 家畜共済特定損害防止事業の見直しについて
4. 家畜共済における損害認定の効率化について
（画像による損害認定）
5. 肉豚の補償上限の算定方法の見直しについて
6. 家畜共済薬価基準表に収載できる医薬品の価格の算定方法について

令和6年4月
経営局保険監理官

○ 家畜共済の種類

死亡廃用共済：家畜の死亡又は廃用による損害を対象とする共済事業

疾病傷害共済：家畜の疾病又は傷害の診療費を対象とする共済事業

○ 対象家畜

牛、馬、豚

○ 補償内容（＝受け取れる共済金）

死亡廃用共済：家畜の価額の2割（肉豚は4割）～8割の範囲内で農業者が
予め選択

疾病傷害共済：診療費の原則9割。ただし、診療費が診療点数を超える場合
は診療点数×10円の9割。家畜の価額に応じた上限あり。

※診療点数は、農業者が負担すべき費用として国が設定

○ 共済掛金（＝農業者の費用負担）

過去の共済金の支払状況を踏まえて農業者ごとに算定。このうち、国費から、
牛と馬では共済掛金の50%、豚では40%を補助（＝掛金国庫負担金）。

【一般的な共済機構】



- 農業共済組合獣医師
農業共済組合の職員であり、直営の家畜診療所に属する獣医師。
共済事故に係る診療を行った場合の1割自己負担金及び事故外診療に係る料金を徴収。
- 嘱託獣医師
農業共済組合との嘱託契約に基づき、農業共済組合の家畜診療所に代わって共済事故に係る診療等を行う診療所に属する獣医師。
1割自己負担金の徴収については、現場の実態に即して契約の中で規定。
- 指定獣医師
農業共済組合との指定契約に基づき、加入者からの依頼を受けて共済金の代理受領等を行うことのできる獣医師。
1割自己負担金は指定獣医師が組合員から徴収。
- その他獣医師
農業共済組合と契約を結んでいない開業獣医師等。
診療費全額を開業獣医師が組合員から徴収。（共済金は組合員が授受。）

○ 家畜共済の加入率(令和4年度)

資料1-(1)

都道府県	乳用牛			肉用牛			馬			種豚			肉豚		
	有資格 経営体	加入 経営体	加入率	有資格 経営体	加入 経営体	加入率	有資格 経営体	加入 経営体	加入率	有資格 経営体	加入 経営体	加入率	有資格 経営体	加入 経営体	加入率
	(経営体)	(経営体)	(%)	(経営体)	(経営体)	(%)	(経営体)	(経営体)	(%)	(経営体)	(経営体)	(%)	(経営体)	(経営体)	(%)
北海道	5,373	5,166	96.1	2,490	2,209	88.7	1,357	1,151	84.8	100	43	43.0	103	37	35.9
青森	143	106	74.1	714	536	75.1	65	12	18.5	38	4	10.5	43	4	9.3
岩手	739	638	86.3	3,548	3,373	95.1	91	68	74.7	76	13	17.1	88	23	26.1
宮城	409	321	78.5	2,593	2,433	93.8	5	2	40.0	71	5	7.0	84	4	4.8
秋田	75	70	93.3	651	619	95.1	1	0	－	38	20	52.6	39	18	46.2
山形	183	168	91.8	600	533	88.8	6	3	50.0	63	31	49.2	63	31	49.2
福島	219	184	84.0	1,479	1,388	93.8	86	60	69.8	22	8	36.4	22	10	45.5
茨城	283	236	83.4	421	349	82.9	－	－	－	198	95	48.0	193	75	38.9
栃木	575	468	81.4	758	666	87.9	－	－	－	83	10	12.0	82	6	7.3
群馬	369	328	88.9	472	238	50.4	－	－	－	172	18	10.5	175	14	8.0
埼玉	145	127	87.6	136	72	52.9	1	0	－	56	4	7.1	64	3	4.7
千葉	391	379	96.9	233	118	50.6	－	－	－	145	86	59.3	135	59	43.7
東京	41	39	95.1	27	23	85.2	－	－	－	2	1	50.0	7	0	－
神奈川	126	114	90.5	40	34	85.0	－	－	－	32	13	40.6	32	13	40.6
新潟	148	130	87.8	184	169	91.8	－	－	－	71	39	54.9	71	27	38.0
富山	31	29	93.5	35	34	97.1	－	－	－	5	0	－	11	4	36.4
石川	37	34	91.9	41	28	68.3	－	－	－	9	3	33.3	10	3	30.0
福井	20	20	100.0	34	29	85.3	－	－	－	1	1	100.0	2	1	50.0
山梨	47	47	100.0	55	51	92.7	2	0	－	12	10	83.3	13	7	53.8
長野	221	217	98.2	303	258	85.1	4	4	100.0	31	3	9.7	40	1	2.5
岐阜	84	78	92.9	424	411	96.9	14	14	100.0	39	10	25.6	23	9	39.1
静岡	156	137	87.8	101	70	69.3	1	0	－	69	10	14.5	62	9	14.5
愛知	223	152	68.2	215	146	67.9	－	－	－	120	3	2.5	122	0	－
三重	29	28	96.6	141	128	90.8	－	－	－	38	2	5.3	38	0	－
滋賀	35	32	91.4	85	78	91.8	1	1	100.0	1	0	－	3	0	－
京都	43	40	93.0	59	49	83.1	－	－	－	2	0	－	2	0	－
大阪	20	14	70.0	8	1	12.5	－	－	－	1	0	－	4	0	－
兵庫	202	189	93.6	1,049	1,028	98.0	－	－	－	10	2	20.0	15	1	6.7
奈良	32	32	100.0	29	21	72.4	－	－	－	5	0	－	6	0	－
和歌山	9	3	33.3	42	30	71.4	－	－	－	5	0	－	6	0	－
鳥取	103	101	98.1	238	207	87.0	－	－	－	1	0	－	11	1	9.1
島根	80	79	98.8	735	729	99.2	19	17	89.5	5	4	80.0	5	4	80.0
岡山	177	175	98.9	358	325	90.8	－	－	－	14	0	－	14	0	－
広島	111	111	100.0	423	417	98.6	－	－	－	9	4	44.4	11	5	45.5
山口	49	49	100.0	369	361	97.8	2	2	100.0	4	1	25.0	3	1	33.3
徳島	72	67	93.1	158	117	74.1	2	0	－	16	1	6.3	17	0	－
香川	57	57	100.0	130	130	100.0	－	－	－	9	2	22.2	10	3	30.0
愛媛	77	77	100.0	139	125	89.9	－	－	－	48	30	62.5	54	29	53.7
高知	42	36	85.7	139	128	92.1	－	－	－	12	8	66.7	11	8	72.7
福岡	173	166	96.0	153	141	92.2	5	0	－	25	3	12.0	39	2	5.1
佐賀	32	31	96.9	512	506	98.8	1	0	－	32	0	－	33	0	－
長崎	114	107	93.9	2,058	2,011	97.7	－	－	－	51	17	33.3	55	18	32.7
熊本	669	507	75.8	2,361	2,082	88.2	38	35	92.1	121	0	－	147	2	1.4
大分	93	81	87.1	1,037	933	90.0	3	2	66.7	26	6	23.1	31	7	22.6
宮崎	200	189	94.5	4,658	4,551	97.7	12	12	100.0	140	77	55.0	141	40	28.4
鹿児島	137	123	89.8	6,517	6,172	94.7	2	1	50.0	283	10	3.5	299	7	2.3
沖縄	75	42	56.0	2,212	1,775	80.2	39	10	25.6	139	12	8.6	135	7	5.2
全国	12,669	11,524	91.0	39,164	35,832	91.5	1,757	1,394	79.3	2,450	609	24.9	2,574	493	19.2

注) 1. 加入率は、農業共済団体調べの有資格経営体をベースに算出。
2. 実績のないものは「－」としている。

家畜共済における死廃事故頭数及び死廃共済金の推移(直近10年間)

資料2

	事故頭数 (※1)	共済金 (百万円)	うち牛					
			加入頭数 (①)	事故頭数 (②)	事故率 (②/①)	共済金 (百万円)	うち子牛・牛胎子(※2)	
							事故頭数	共済金 (百万円)
2022年度 (対2013年度)	501,548 (+25.3%)	42,758 (+60.4%)	5,014,112 (+12.8%)	238,311 (+9.3%)	4.8% (-3.1%)	39,727 (+61.2%)	113,093 (+12.7%)	9,823 (+139.7%)
2021年度	477,123	43,422	4,995,816	225,201	4.5%	40,357	104,987	11,034
2020年度	460,396	44,219	4,883,611	225,430	4.6%	41,348	103,592	10,855
2019年度	461,294	41,413	4,813,047	223,885	4.7%	38,459	103,187	10,164
2018年度	452,635	36,849	4,535,792	217,456	4.8%	34,077	102,981	8,518
2017年度	411,746	34,203	4,385,086	210,926	4.8%	31,804	99,860	8,002
2016年度	387,359	30,196	4,355,924	210,605	4.8%	27,900	99,851	6,008
2015年度	384,913	28,168	4,340,618	206,845	4.8%	26,016	96,650	5,325
2014年度	398,822	26,797	4,370,206	208,459	4.8%	24,799	96,494	4,699
2013年度	400,176	26,661	4,446,534	218,105	4.9%	24,642	100,332	4,097

※1 全ての共済目的(牛、馬、豚)を含む。

※2 子牛とは、出生後第5月の月の末日までの牛をいう。牛胎子とは、授精又は受精卵移植の日から起算して240日に達した牛の胎子をいう。

子牛の死廃事故率

乳用子牛等のうち胎児・出生子牛

	加入頭数	死廃用頭数	事故率
H25	842,836	62,582	7.4%
H26	832,379	59,099	7.1%
H27	830,917	59,408	7.1%
H28	825,750	60,968	7.4%
H29	822,698	59,270	7.2%

乳用子牛等：

乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時に
おいて出生後第5月の月の末日を経過し
ないもの並びに乳牛の雌以外の乳牛の子
牛（出生後第5月の月の末日を経過しな
い牛）で出生後引き続き飼養されている
もの及び乳牛の胎児

その他の肉用子牛等のうち胎児・出生子牛

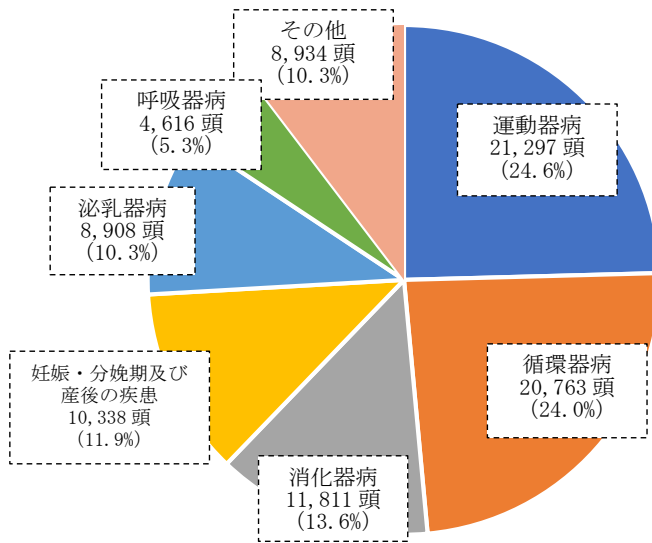
	加入頭数	死廃用頭数	事故率
H25	553,548	26,600	4.8%
H26	542,809	26,069	4.8%
H27	549,783	26,079	4.7%
H28	561,450	27,580	4.9%
H29	566,051	29,807	5.3%

その他の肉用子牛等：

肥育用成牛、肥育用子牛及びその他の肉
用成牛以外の肉用牛及び乳牛以外の牛の
胎児

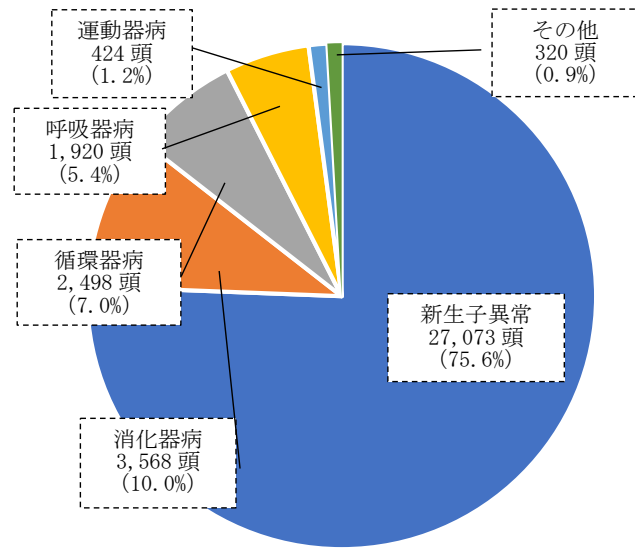
病類別死廃事故の状況（令和3年度）

【乳用牛の成牛】



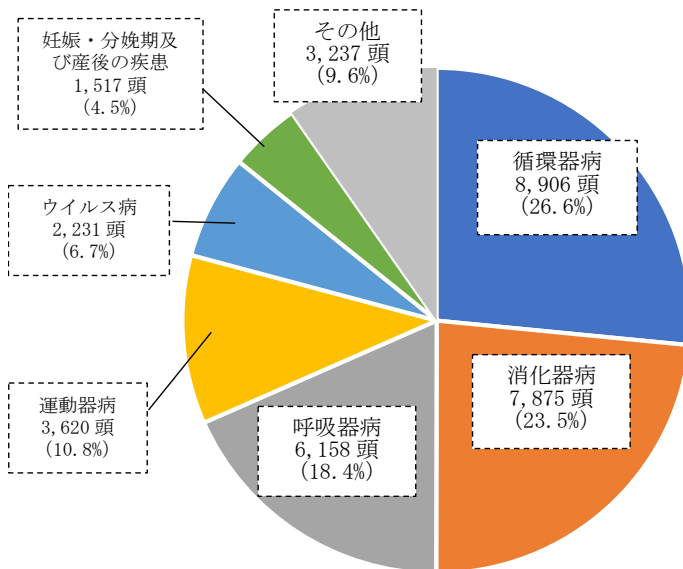
計 86,667 頭

【乳用牛の胎児・出生子牛】



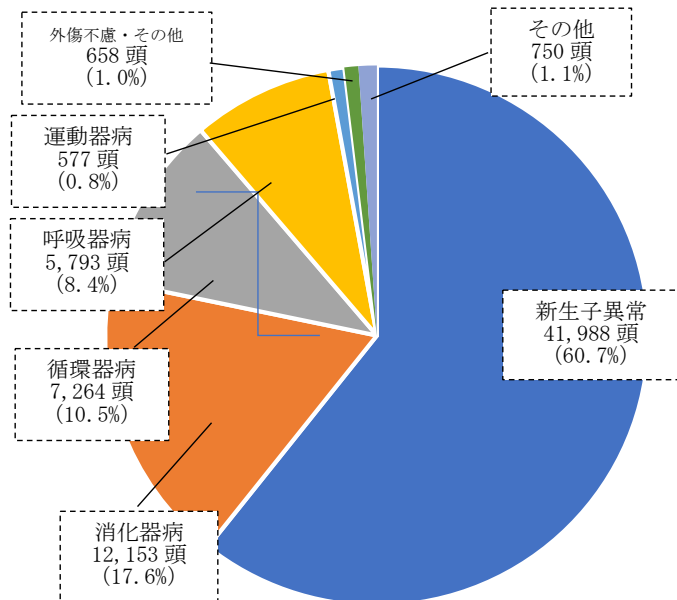
計 35,803 頭

【肉用牛の成牛】



計 33,544 頭

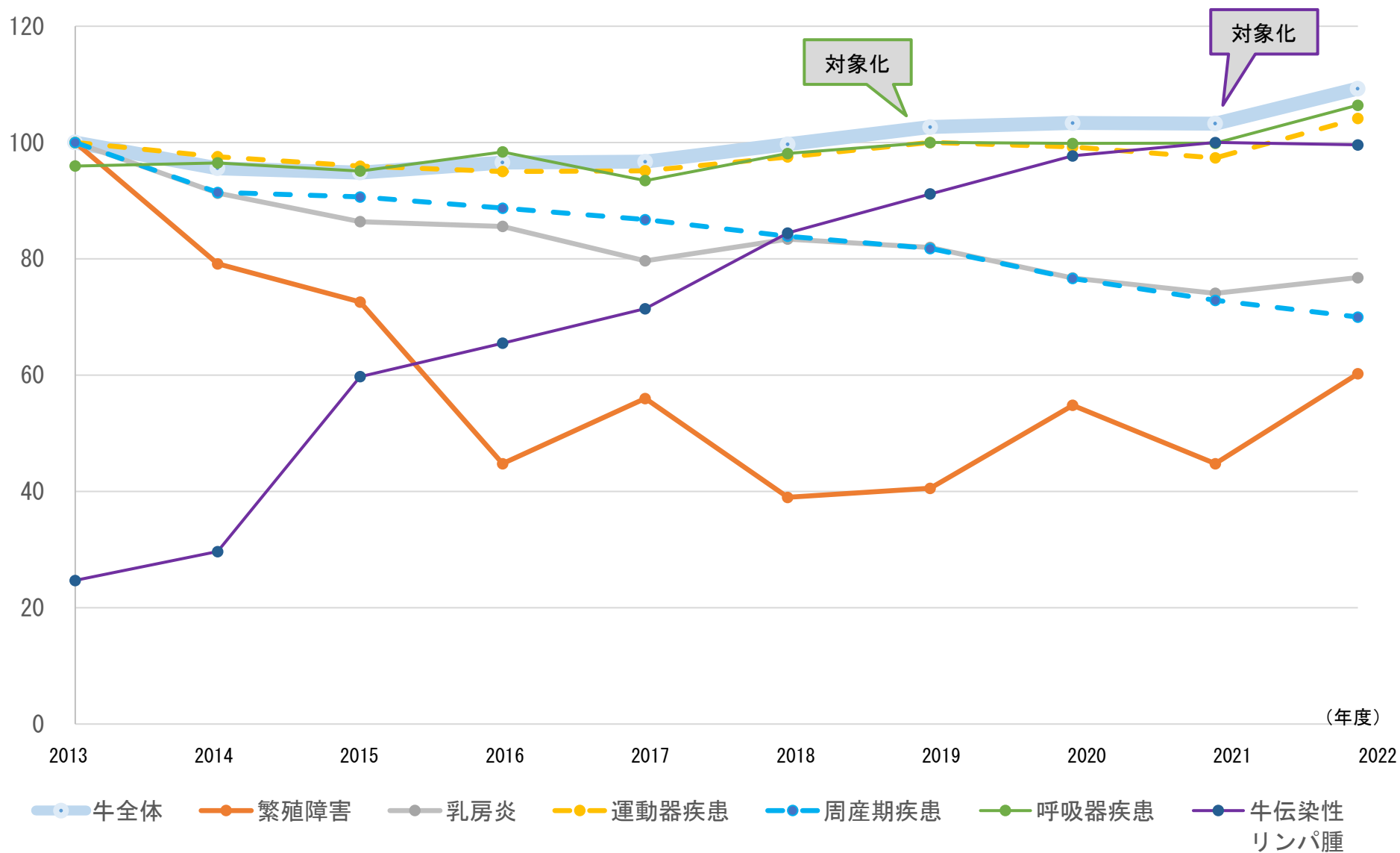
【肉用牛の胎児・出生子牛】



計 69,183 頭

注) データは暫定値。

家畜共済特定損害防止事業の対象疾病における事故頭数推移(直近10年間)



注) 2013年度を100として指数化。ただし、呼吸器疾患及び牛伝染性リンパ腫は事業の対象とした年度を100として指数化。

子牛の死廃事故の原因

出生時の死亡 ・ ・ ・ ・ ・ 56.0%

腸炎 ・ ・ ・ ・ ・ 10.3%

肺炎 ・ ・ ・ ・ ・ 6.3%

心不全 ・ ・ ・ ・ ・ 6.3%

母牛の死亡に伴う死 ・ ・ ・ 4.3%

子牛虚弱症候群 ・ ・ ・ ・ 3.9%

他

出生時死亡の要因

過大子による難産	33回答
胎子失位による難産	21回答
未監視下の寒冷感作	20回答
未監視下の原因不明死	20回答
母牛の栄養不足による早死産	10回答
不適切な分娩介助による難産	8回答
他	

出生時死亡の要因に係る回答事例

- ・ 過大子や母牛の産道狭窄による難産のうちに羊水を誤嚥して窒息死
- ・ 尾位分娩で早期に臍帯断裂し低酸素による衰弱死
- ・ 糞便の中に鼻から落ちて気付かず窒息死
- ・ 分娩兆候がはっきりせず分娩開始を見逃した
- ・ 分娩が始まって待てずに牽引して難産になる
- ・ 分娩房が狭く、運動不足から陣痛が弱かったり、いきめていない、助産もできない
- ・ 母牛の栄養不足で難産や虚弱子になる

出生時死亡に対する対策の回答事例（その1）

（過大子）

- ・ 過大子や難産になりにくい種を選択
- ・ 母牛の骨格を考慮した人工授精時期の選定

（胎子失位）

- ・ 用手内診、早期診療依頼、獣医師による遠隔指導

（未監視）

- ・ 昼間分娩の取組による分娩観察の強化
- ・ モニタリング及び分娩監視に係る装置導入

（母牛の栄養不足）

- ・ 質の良い餌の給餌及び増飼の実践
- ・ 代謝プロファイルテストの実践

出生時死亡に対する対策の回答事例（その2）

（不適切な分娩介助）

- ・ 分娩生理及び技術の啓蒙

（その他）

- ・ 十分な広さで清潔な温かい分娩房
- ・ 投薬による分娩誘起及び積極的な帝王切開は、賛否両論



家畜共済事故病類別表の改正について

第3節 家畜共済事故病類別表（抜粋）

家畜共済の共済事故の分類は、次の病類別表によるものとする。なお、各病名の同義語、同類語及び当該病名に係る特記事項（（法）は法定伝染病、（届）は届出伝染病とする。）は、備考欄に括弧書きで示した。また、病傷名に付した番号は、統計処理上必要なコード番号である。

04 消化器病

中分類	小分類	備考
(腸疾患)		
51 腸閉塞 <腸変位>		(イレウス)
52 腸狭窄		(腸嵌頓)
53 腸捻転		(腸纏絡)
54 腸重積		(腸重畳)
55 腸炎	01 感染性 02 寄生虫性 03 食餌性 04 中毒性 05 出血性腸症候群 06 その他	(白痢を含む)
56 腸潰瘍	01 感染性 02 その他	(十二指腸潰瘍)
57 盲腸拡張		(盲腸弛緩及び盲腸内容排出不全を含む)
58 盲腸捻転		
59 腸鼓脹	01 盲腸 02 結腸	(風気疝) (気腸)
60 便秘症	01 大腸 02 小腸	(便秘疝)
61 腸破裂		
62 直腸脱		(脱肛)
63 消化吸収不良症候群		
64 その他の腸疾患		(痙攣疝及び直腸腔瘻を含む)
65 胃腸炎		
66 毛球症		
67 腹膜炎—	01 感染性 02 外傷性 03 その他	
68 脂肪壊死症		(腸間膜脂肪壊死)
69 腸間膜血管閉塞症		(寄生疝)
(肝臓疾患) (略)		
(膵臓疾患) (略)		
(消化器の腫瘍) (略)		
(腹腔の疾患)		
67 腹膜炎	01 感染性 02 外傷性 03 その他	
90 臍帯関連膿瘍 —(ヘルニア)—		(生後7日を超えて発病したもの)
87 鼠径ヘルニア		
88 腹壁ヘルニア		(子宮ヘルニアを含む)
91 臍ヘルニア		
89 その他の消化器疾患		

09 新生子異常

中分類	小分類	備考
(胎子異常) 01 ミイラ変性 02 胎子浸漬 03 胎膜水腫 04 気腫胎 05 その他の胎子異常	01 難産（胎子失位） 02 難産（胎子過大） 03 難産（胎子多胎） 04 難産（産道異常） 05 難産（陣痛異常） 06 早期胎盤剥離 07 子宮捻転 08 その他	(原因不明の胎子の死亡を含む)
37 胎子死		(母牛の死産事故に伴う胎子の死亡)
(奇形) (略)		(出生時（呼吸開始時）から生後7日までに発病した子牛に適用する。)
(新生子疾患)		
23 新生子免疫不全症 24 新生子呼吸障害 25 新生子体温調節障害 26 新生子内分泌代謝障害 27 新生子血液障害 28 新生子栄養失調 29 新生子感染症 30 変形赤血球症 31 臍帯炎	01 臍膿瘍 02 臍静脈膿瘍 03 臍動脈膿瘍 04 尿膜管膿瘍	
32 臍ヘルニア 33 胎便停滞 34 子牛虚弱症候群 35 尿膜管遺残 36 その他の新生子疾患		(原因不明の新生子の死亡を含む)
38 新生子死	01 難産（胎子失位） 02 難産（胎子過大） 03 難産（胎子多胎） 04 難産（産道異常） 05 難産（陣痛異常） 06 早期胎盤剥離 07 子宮捻転 08 その他	(母牛の疾患に伴う新生子の死亡)

14 皮膚病

中分類	小分類	備考
(皮膚の疾患) (略) (皮下組織の疾患)		
13 膿瘍		(生後7日を超えて発病した臍膿瘍を含む)
14 皮下気腫 15 皮下出血 16 象皮病 17 フレグモーネ 18 褥創 19 項腫 20 その他の皮下組織疾患		(蜂窩織炎)

- 農業保険法に基づき、組合等が、組合員に対し、農林水産大臣が定める特定の疾病の損害防止措置を指示した場合に、その60/100を国庫から交付する事業（第126条、附則第3条）。

<事業の内容>

令和6年度において7疾病を対象に定めており、組合等が、都道府県知事の助言等も考慮した上で事業計画を立案し、農林水産大臣の承認を経て対象疾病の損害防止を推進。

○ 対象疾病と取組頭数

	乳用牛	肉用牛
1 呼吸器疾患	110	3,336
2 繁殖障害	143,693	27,189
3 運動器疾患	6,473	790
4 牛リンパ腫	3,617	1,070
5 周産期疾患	17,054	-
6 乳房炎	15,677	-
7 新生子異常 NEW		

※ 1～6については令和3年度計画時点の集計値(全国で33組合等が取組を実施。)

○ 事業計画の記載事項

- ・ 疾病ごとの特定損害防止事業の内容
- ・ 家畜の種類ごとの取組頭数
- ・ 特定損害防止事業に係る費用
- ・ その他費用対効果等に関する事項

(スケジュール)

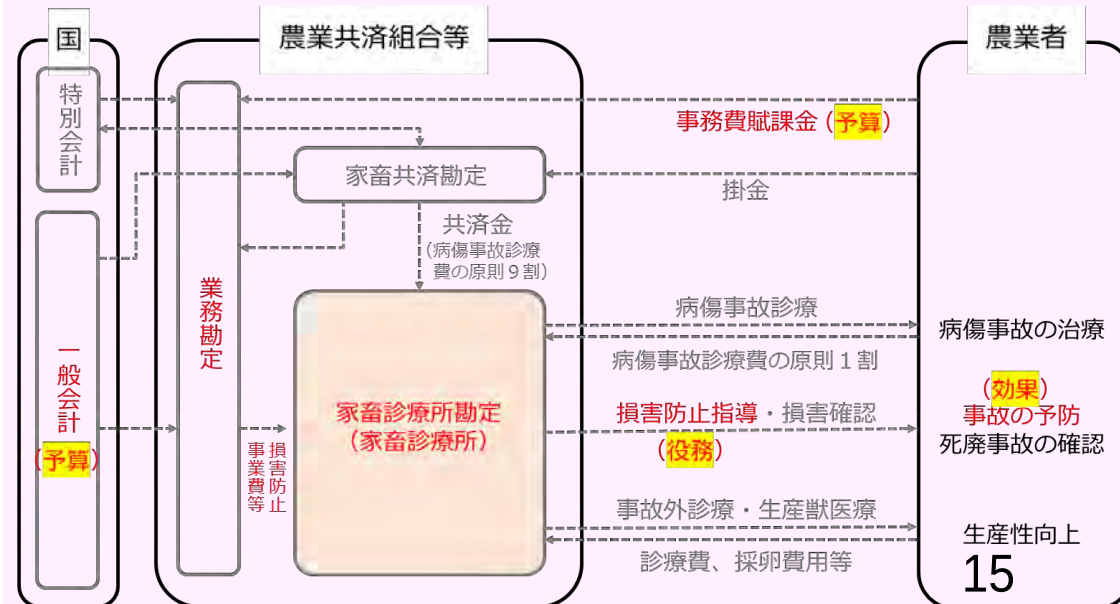
4月 → 5月 → 6月 → 3月 → 翌年度7月
計画承認 交付申請 取組実践 実績報告 費用対効果報告

○ 損害防止の取組内容

健康検査 → 応急処置、予防衛生措置 → 指導
(診察・検査) (投薬・手術) (清掃・消毒) (飼養管理)

NEW
遠隔診療・指導に対応するための
組合員向けの研修支援を追加

○ 資金・役務の流れ



○新生子異常の取組例

- ・分娩前後の飼料給餌、投薬、消毒、牛房環境整備等のプログラムについて、指導書を作成する。
- ・未監視による新生子の死亡が多い組合員に対し、分娩誘起プログラムの指導書を作成するとともに、分娩誘起を行う。
- ・分娩の際の分娩介助方法や獣医師への診療依頼のタイミングについて、ポスター配布、バーンミーティング等を行う。

○遠隔研修の取組例

- ・分娩に当たって異常が発生した際に、組合員からの動画を元に遠隔で介助や投薬を指導する。（必要に応じて、現地へ向かう。）
- ・遠隔診療や遠隔相談に係る連絡、医薬品確保、投薬等の方法について、講習会やポスター配布、バーンミーティング等を行う。

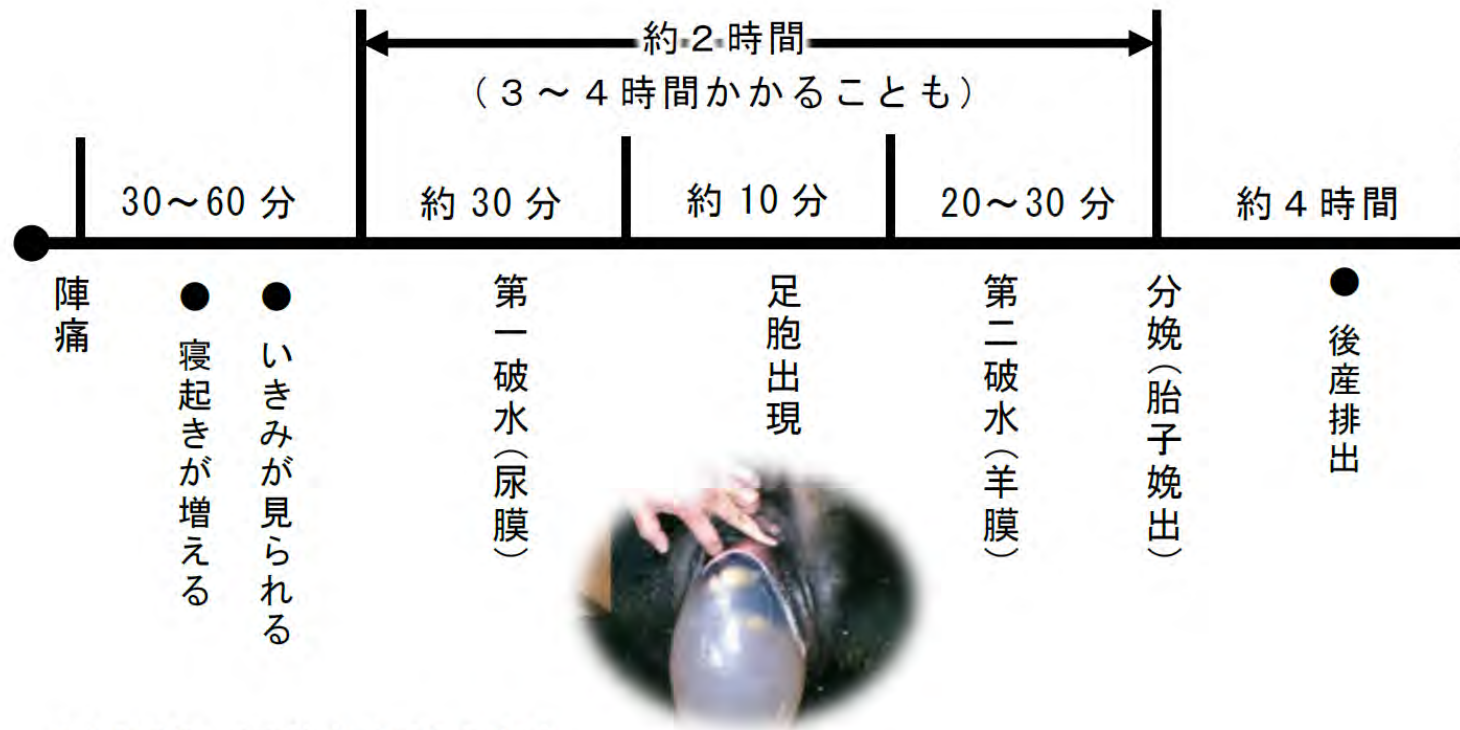


図 1-26 正常なお産の流れ

- ・ 陣痛開始後、6 時間経過しても破水しない
- ・ 第一破水後、1 時間経過しても足胞が出ない
- ・ 足胞出現後、経産牛で 1 時間、初産牛で 2 時間経過しても生まれない
- ・ 胎子娩出前に出血

～考えられる可能性～
過大子、逆子、産道狭窄、
陣痛微弱、早期胎盤剥離、
子宮捻転、低カルシウム血
症、多胎 …

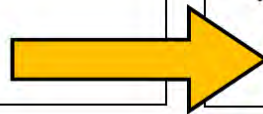


図 1-28 異常分娩の兆候

新生子牛の損害防止の取組事例

哺乳立会

基本的な流れ

- ① 聞き取り調査(30分ほど)
- ② 獣医師が情報整理し要点を抽出
- ③ 実際の哺乳を見学(調乳から)
- ④ 課題を抽出、改善のため話し合い
- ⑤ 後日再び見学(改善具合をチェック)



哺乳立会で抽出された主な課題

- 哺乳瓶が、本体・乳首とも非常に汚い
- 哺乳速度が速い
- 代用乳の濃度が半分
- 初乳給与量不足有り(特に♂)
- 哺乳後すぐの水やり

細菌培養検査

✓ 大腸菌など下痢を引き起こす細菌の温床となる



血液検査



- ✓ 栄養不足の可能性
- ✓ 疾病リスクの上昇

評価シート作成と改善案

項目	評価
衛生管理	×
初乳給与	△
代用乳濃度	足りない
調乳温度	○
哺乳量	○
哺乳速度	速い
水やり	哺乳と同時に
ホルダー	手やり

下痢対策として

- ① 清潔な器具で哺乳
- ② 代用乳量を適正に
- ③ 哺乳速度を落とす

誤嚥対策として

- ① 哺乳速度を落とす
- ② ホルダーで哺乳

➡ 適正管理 + ちびちび哺乳

- ・ ちびちび哺乳のためミルクバーのバケツタイプに変更。
- ・ さらに2021年度からホルダーつきスクリュタイプに交換。



死亡と疾病の発生が減少

	哺乳立会 2019年度	2020年度	2021年度
出生数	144頭	142頭	145頭
診療頭数	20頭	11頭	6頭
死亡頭数	8頭	1頭	0頭
疾病率	13.9%	7.8%	4%
平均診療日数	4.3日	2.7日	2.34日

(出典) NOSAI北海道

近年増加している死廃事故原因（全年齢）

※数値は令和2年度から令和4年度にかけての増加率

（乳牛）	<u>3年増加率</u>
腸炎・・・・・・・・・・	33.2%
股関節脱臼・・・・・・・・	18.5%
周産期疾病・・・・・・・・	6.3%

（肉牛）	<u>3年増加率</u>
腸炎・・・・・・・・・・	31.6%
心不全・・・・・・・・・・	30.6%
母牛の死亡に伴う胎子死・	3.9%



踏み込み消毒 → 長靴交換 → 脱ぐ台と赤線 → 使用後の漬け置き

図 7. 牛舎での長靴バイオセキュリティ強化の歴史

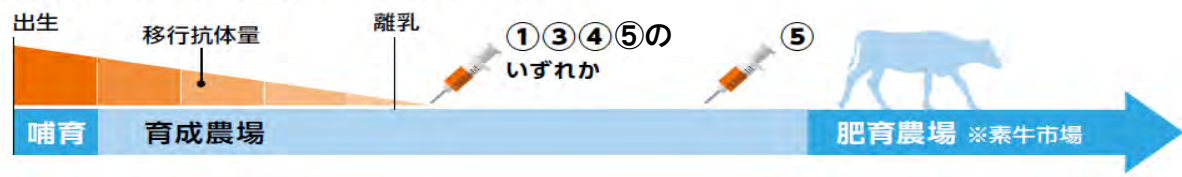
表 5. 2 か月齢未満の子牛の死亡率 (%) 比較

期間	月												平均
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
2016-2017	3.75	1.32	1.00	0.98	1.37	2.78	1.55	1.21	1.75	0.58	0.83	1.03	1.51
2017-2018	0.36	0.74	0.37	0.00	0.32	0.00	0.00	0.44	0.00	0.33	0.68	0.33	0.30**

乳用種 または 交雑種：酪農家



肉用種 (黒毛和種)：繁殖農家



- ① 6種生ワクチン ② 5種不活化ワクチン ③ 5種生ワクチン ④ RS生ワクチン
- ⑤ 5種または6種生ワクチン

細菌性肺炎対策



- ⑥細菌3種不活化ワクチンまたは牛ヘモフィルスワクチン

図8 飼養形態別のワクチンプログラム例

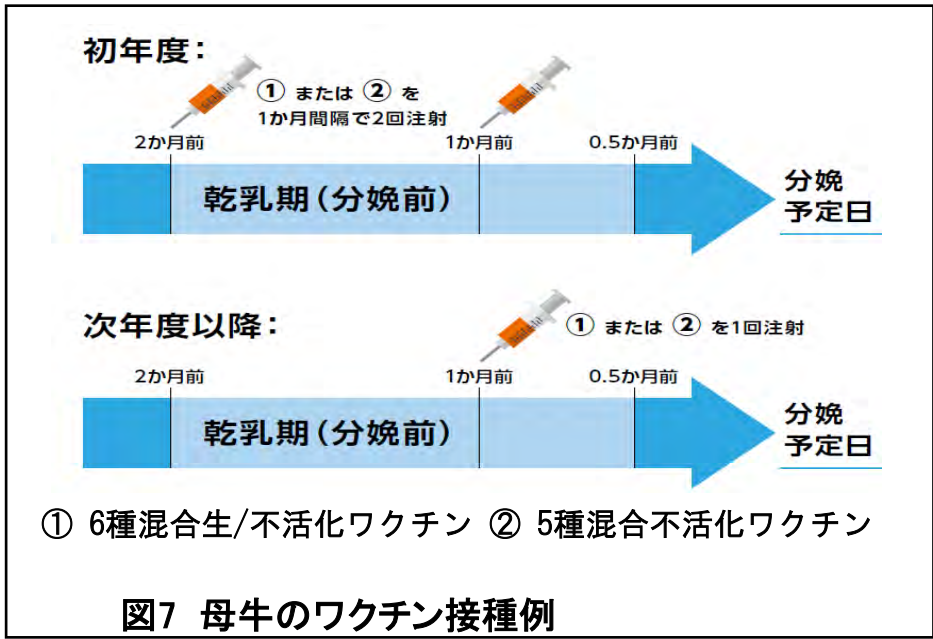


図7 母牛のワクチン接種例



(Facebook及びMAFFアプリにおける周知内容)

農水省・農業経営者net

フォロワー1.8万人・フォロー中0人

家畜共済のお知らせ



死廃事故の画像確認！「牛の胎児」も可能になりました！

【畜産経営者の皆様へ】牛の胎児についても画像による死亡廃用共済の損害確認ができるようになりました！

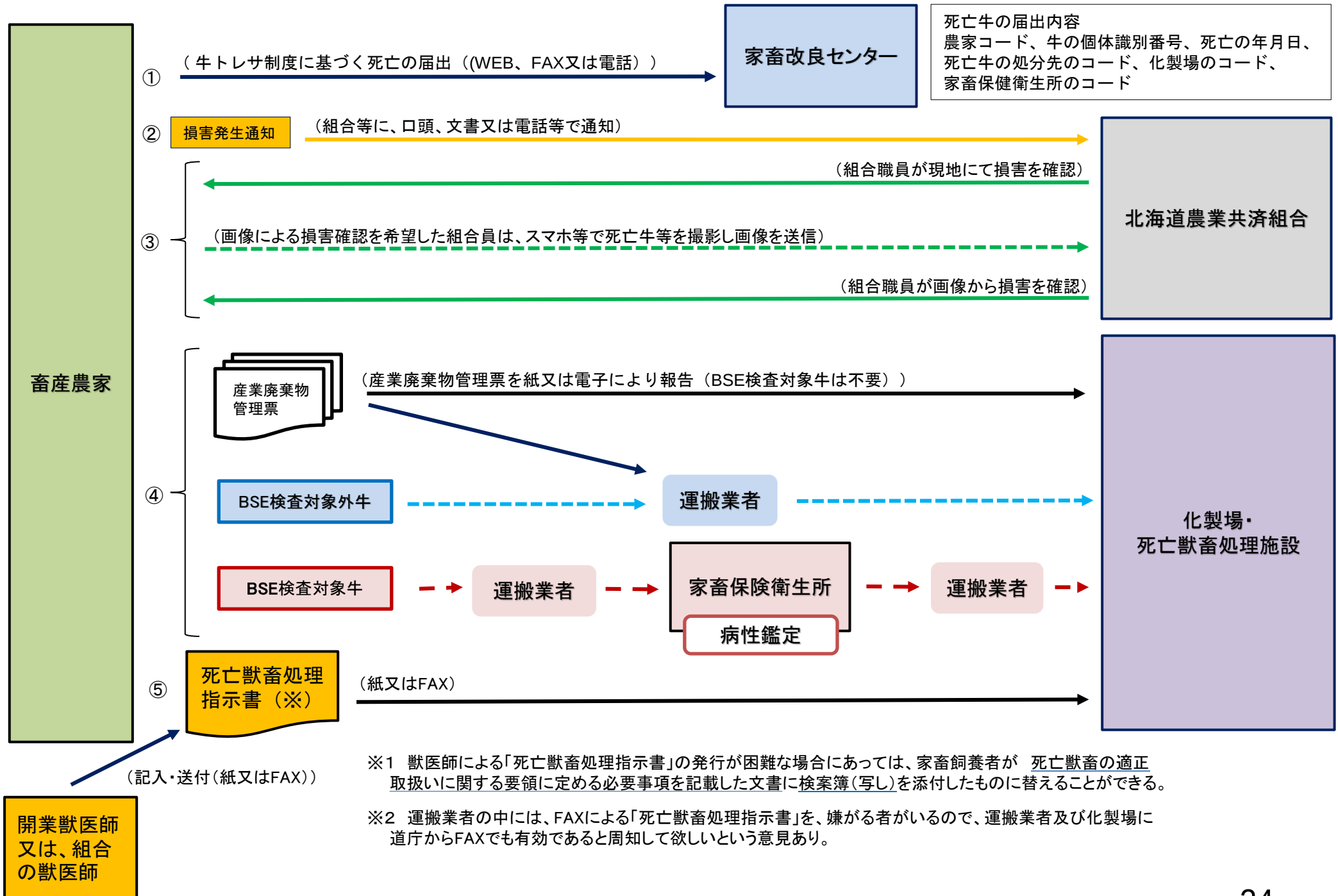
これまで、牛の死亡時に農業共済組合が行う死亡廃用共済の損害認定については、胎児を除いた牛の死亡事故に対し、画像による損害確認が行われていましたが、令和6年4月1日、家畜共済損害認定準則の一部改正が行われ、牛の胎児についても現地確認に代えて画像による損害確認が可能になりました。なお、廃用事故については、引き続き現地確認が必要です。

詳しく知りたい方は、お近くの農業共済組合等へお問い合わせください。

☆☆農業共済組合等の相談窓口はこちら☆☆

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html> 23

死亡牛処理の流れ図(北海道)

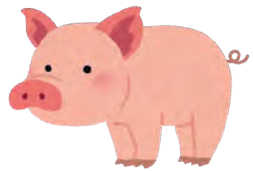


【見直し】肉豚の共済価額（補償上限）の算定方法

- 肉豚の共済価額（※）は、「子豚価格」を基礎に算定しているところ、今般の子豚市場の閉鎖に伴い、「枝肉価格」を基礎に算定するよう変更。 ※ 1 頭当たりの補償上限

【現方式】

子豚市場における子豚の年間平均価格（※※）

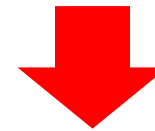
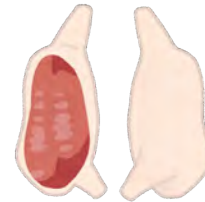


（係数で調整）

共済価額

【新方式】

枝肉市場における枝肉の年間平均価格（※※）



（係数*で調整）

共済価額

* 過去5年間の共済価額と同水準になるよう、子豚と枝肉の価格差を調整する形で係数を設定（係数はR6年度以降固定）

※※ 年間平均価格は、適用年度の直近1年間（算定期間は各組合が設定（R6年度分をR5.1月～R5.12月などで設定））の平均値で算定。

ウ 製造販売に要する原価等が著しく上昇したと認められる既収載医薬品(当該既収載医薬品と組成、剤形及び規格が同一である類似薬がある場合には、その全ての類似薬)について、次の要件の全てを満たす場合は、ア及びイの規定に関わらず、原価計算方式によって算定される額(当該既収載医薬品と組成、剤形及び規格が同一である類似薬がある場合には、それぞれについて原価計算方式によって算定される額のうち、最も低い額)を当該医薬品の価格とする。

(ア)診療において必要性が高いと認められること。

(イ)価格が著しく低額であるため製造販売業者が製造販売を継続することが困難であること。

(注)原価計算方式とは、価格算定単位当たりの製造販売に要する原価に、販売費、一般管理費、営業利益、流通経費及び消費税を加えた額を当該医薬品の価格とする算定方式をいう(以下同じ。)

○ 製造販売業者側にも値上げせざるを得ない理由があるもので、獣医師側もなくなつては困るものの価格については、原価計算方式で再設定するという仕組みである。人の医療保険でも同様の仕組みがある。(当該方式による改定は、導入された平成29年4月以降、19製品で実施している。)